

大空町再生可能エネルギー促進区域設定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、大空町再生可能エネルギー促進区域設定支援業務（以下「本業務」という。）を委託する事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により企画提案等を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討し、最も適格と判断される業者を選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

大空町再生可能エネルギー促進区域設定支援業務

(2) 業務内容

別紙「大空町再生可能エネルギー促進区域設定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年2月10日まで

(4) 委託料上限額

24,486,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格

企画提案書提出時点で、次の要件のすべてを満たすものであること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ② 本町の令和7年度物品・役務入札参加資格者登録名簿に登録されている者、又は登録を予定している者。
- ③ 本町による指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 過去5年間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）において、本案件と同種又は類似業務と認められる地方自治体発注の再生可能エネルギーに係る調査・検討・導入業務の履行実績がある者。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ⑥ 大空町暴力団排除条例（平成25年条例第2号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者でないこと。
- ⑦ 国税及び地方税等を滞納していない者。
- ⑧ その他、当該業務担当者との打ち合わせを適切に行うことができること。

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、以下のとおりとする。

令和7年4月28日（月）	公募の公告、実施要領等の公表、企画提案・質問の受付開始
5月12日（月）	参加申込関係書類の提出期限、質問の提出期限
5月15日（木）	企画提案関係書類の提出期限
5月16日（金）	辞退届の提出期限
5月20日（火）	企画提案（以下、「プレゼン」という。）の審査
5月下旬	審査結果通知、受託候補者決定
7月上旬（予定）	委託契約締結

※環境省補助事業「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」（以下「環境省補助金」という。）採択後に締結

5 提出書類

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり書類を提出すること。なお、作成書類はA4サイズを基本とするが、図面等A3サイズを使用する際は、A4サイズに折り込んで提出すること。

(1) 参加申込関係書類

- ① 提出書類
提案参加申込書（様式1）
- ② 提出期限
令和7年5月12日（月）17時30分まで（郵送の場合は必着）
- ③ 提出方法
簡易書留郵便又は持参
- ④ 提出部数
1部

(2) 企画提案関係書類

- ① 提出書類
 - ア) 企画提案書（任意様式）
 - a. 企画の具体案
 - b. 業務計画（スケジュール）
 - c. 実施体制

※上記は最低限必要な項目である。
 - イ) 受注実績表（様式2）

受注実績については、記載した全件について受注を確認できる書類（契約書の表面等の写し、必要に応じて仕様書等）を添付すること。
 - ウ) 配置予定技術者経歴書（様式3）

エ) 費用積算表 (任意様式)

「2. 業務概要 (4) 委託料上限額」を踏まえ、税込み金額で提示額を明示すること。

② 提出期限

令和7年5月15日(木) 17時30分まで(郵送の場合は必着)

③ 提出方法

簡易書留郵便又は持参

④ 提出部数

正本 1部(代表者印押印のもの)

副本 12部(製本の写し)

電子データ(CD等で提出)

(3) プロポーザルの参加辞退

参加申込関係書類の提出後、本プロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届(様式4)を令和7年5月16日(金) 17時までに電子メール又は持参にて提出すること。

6 質疑応答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおりとする。なお、受付期間以外に提出された場合、指定の方法によらない場合又は明らかに参加資格を満たさないと認められる場合には、質問には回答しない。

(1) 質問の提出方法

質問がある場合は、質問票(様式5)に質問事項を記載の上、電子メールで送付すること。

(2) 受付期間

令和7年5月12日(月) 17時30分まで

(3) 回答方法

質問票を受理後、随時電子メールにて回答するとともに、全ての質問及び回答は、質問内容が質問者独自の提案に関わるものと判断した場合を除き、本町のホームページにて公表する。なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

7 プレゼンの審査

提出された企画提案関係書類及びプレゼンにより審査する。

(1) 審査基準

別表「大空町再生可能エネルギー促進区域設定支援業務 審査基準項目」(以下「審査基準項目」という。)のとおりに。

(2) 日時・場所(予定)

令和7年5月20日(火) 大空町役場3階3号会議室

※実施時間等詳細については、令和7年5月13日(火)に提案参加申込書(様式1)に記載の連絡先に電子メールにて通知する。

(3) 1提案者当たりの所要時間

- ① 準備 5分程度
- ② プレゼン 25分
- ③ 質疑等 10分程度

(4) 内容説明

企画提案関係書類等に基づく説明を行うこと。なお、本業務に直接関わる業務担当者は必ず出席すること。

(5) 参加人数

1提案者につき4名以内とする。

(6) その他

- ・ 発表の順番等については、提案者と協議することなく、本町が決定する。
- ・ プレゼンは企画提案関係書類により実施し、原則資料の追加や差し替えは認めない。
- ・ プレゼンで使用するプロジェクター及びスクリーンは本町が準備する。それ以外に必要なノートパソコン等の機器は提案者が準備すること。

8 受託候補者の選定

企画提案関係書類及びプレゼンに基づく審査を経て、受託候補者を選定する。

(1) 審査評価

別表「審査基準項目」に基づき審査の評価を行い、審査の合計点で最高点を得たものを受託候補者として選定する。ただし、別表「審査基準項目」に記載の最低基準点を超えなかった場合は、受託候補者として選定しない。

(2) 結果通知

結果については、令和7年5月下旬に全ての提案者に対し、書面にて通知する。

(3) 提案者が1者のみの場合

提案者が1者のみの場合でも、企画提案関係書類及びプレゼンに基づく審査を行い、最低基準点を超えた場合のみ、受託候補者として選定する。

(4) 合計点が同点の場合

合計点が同点となった場合は、本町の合議により上位者を決定する。

(5) その他

審査の経緯や審査（選考）内容に関する質疑及び審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。

9 契約に関する事項

(1) 見積書徴取の相手先（受託候補者）の特定

受託候補者として選定された提案者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、業務委託の詳細内容について協議を実施する。

(2) 業務委託契約金額

企画提案関係書類で提出した費用積算額の範囲内とする。

(3) 業務委託の仕様

本業務の仕様については、受託候補者の企画提案関係書類等に記載された内容を加味し、項目を追加、変更及び削除することがある。

10 失格事項

次の各号に該当した場合は、失格とする。

- ① 本実施要領に定める参加資格の要件等を満たさなくなった場合
- ② 本実施要領に定める書類作成上の留意事項に適合しない書類の提出があった場合
- ③ 本実施要領に定める事項に適合しない行為があった場合
- ④ 提出期限までに必要書類が提出されなかった場合
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑥ 企画提案書等の内容が仕様書等で定める業務等や最低基準点を満たさない場合
- ⑦ 見積書の提案額が委託料上限額を超えている場合
- ⑧ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑨ その他、著しく信義に反する行為等、失格にすべき行為があった場合

11 その他

- ① 本プロポーザルに係る経費は提案者の負担とする。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 提出された書類の再提出、追加、差し替えは原則認めない。
- ④ 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類の著作権は、提案者に帰属するが、本町は必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部を複製することができるものとする。
- ⑤ 本プロポーザルにおいて、提出された資料等は、大空町情報公開条例（平成18年条例第10号）の規定に従い、開示請求の対象となる場合があること。
- ⑥ 本業務は環境省補助金（令和6年度（補正予算）若しくは令和7年度）を活用し実施する。そのため、本プロポーザル後に環境省補助金が不採択となった場合、本業務は実施しないこととする。ただし、その場合であっても、本プロポーザルに係る経費は提案者の負担とする。
- ⑦ 本実施要領に定めのない事項及び疑義のある事項については、協議の上、定めるものとする。

12 担当事務局

大空町役場 まちづくり推進室 地域戦略グループ

住 所：〒099-2392

北海道網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号

電 話：0152-77-8093（直通）

FAX：0152-74-2191

メール：senryaku-g@town.ozora.lg.jp

担 当：森谷

別表

大空町再生可能エネルギー促進区域設定支援業務
審査基準項目

提案評価		評価基準	配点	倍率	評価点
履行実績	関連業務の履行実績	同種・類似業務や北海道内における業務の履行実績があり、多様なノウハウを有していると判断できるか。	20	4	5~1
	担当の経歴等	効果的に業務を実施するための能力を有する者が担当として確保されているか。	15	3	
実施体制等	実施体制	役割が明確であり、本業務を遂行できる実施体制となっているか。	10	2	
	スケジュール管理	本業務を円滑に遂行するための的確な業務スケジュールが示されているか。	10	2	
理解度	本町の現状と課題の理解度	本町の現状・課題が的確に把握できているか。	15	3	
	本業務の目的・ビジョンの理解度	本業務の目的及びビジョンを十分に把握し、反映した提案となっているか。	15	3	
業務内容	情報収集・整理	地域特性や課題をもとに、自然的・経済的・社会的条件に関する情報を的確に収集・活用する手法が提案されているか。	20	4	
		既存情報で収集できない情報、地域固有の情報を十分に把握するためのヒアリング、現地調査、住民意見の把握に関する手法が提案されているか。	25	5	
	ゾーニング作成・事業検討	収集した情報を適切に処理し、ゾーニングを作成するための具体的な手法が提案されているか。	20	4	
		作成したゾーニングをもとに、本町の特性を活かした再生可能エネルギー事業を検討しつつ、実行計画に適切に反映されるような提案となっているか。	20	4	
提案能力	提案書内容	提案書は分かりやすく、本業務に対する取り組み姿勢が積極的であるものとなっているか。	10	2	
	プレゼンテーション内容	プレゼンテーションの説明及び質問に対する応答が適切かつ明快か。	5	1	
地域精通度		北海道内の拠点の有無で評価	5	1	
価格評価		見積金額で評価	10		
合計			200		

※最低基準額：上記基準点合計の60%